

平成29年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成29年9月8日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 安 藏 誠 市
同 委員 外 松 和 子
同 委員 長 島 良 介

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継
続審議〕

2 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 平成29年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 平成29年度練馬区文化財の登録に係る諮問について
- ② 平成28年度歳入歳出決算について
- ③ その他
 - i その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時22分

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 惠 子

教育長

ただいまから平成29年第17回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名いらっしゃっている。なお、長島委員から遅参の届け出があった。

初めに、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件は、陳情12件、協議2件、教育長報告2件である。報告の①番については、区長部局に補助執行をお願いをしている文化財の案件である。所管の課長である文化・生涯学習課長にご出席をいただいているので、案件を最初に行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。案件に入る。今申し上げたように、教育長報告の①番を最初に行わせていただき、それ以外はまた後ほど行わせていただく。
では、小金井文化・生涯学習課長、よろしくお願いします。

① 平成29年度練馬区文化財の登録に係る諮問について

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

丁寧な説明をありがとう。今年度については2件、文化財保護条例に基づいて審議会に諮問をさせてもらった。私も審議会に出させてもらい、審議会の会長に諮問文をお渡しした。今回の諮問について、いかがか。何かご質問、ご意見があればお出しいただきたい。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

文化財というのは、一度失うと絶対に取り戻せないもので、公でこのようにどんどん登録していくことはすごく大事だと思っている。

登録し、保管することも大事だが、例えば、今の千川の読み下し文は私たちにもわかりやすいように書いている。こういう内容についても、知る機会があったほうがいい。大事なものはどんどん増えていくかもしれないが、区民の人たちに、こういうものがある、こういう内容である、ということを折に触れて広報することも大事かと思う。

私も自分の地元なので、都民農園という名前が残っている市民農園案内図を一生懸命見た。どこにロータリーがあったら、など考えたりもしたが、思い起こすことができるのも、こうやって残していただくからだろうと思っている。

見える形と言え、この間、区の70周年の展示会の内容がパンフレットになっていたけれども、それにもこの場面が出ていた。いろいろな機会で見られるようにしておいてほしいということをお願いしたい。

大泉学園の場合は、地下鉄が通ったりすれば、もっともっといろいろな変化が起きるだろうし、大変貴重なものが、もとの形でこういう文面に残り、文化財として登録されていることを、自分の心にとめておき、地域に伝えていきたいと思っている。

教育長

文化財の内容は、インターネットなどで検索できるのか。

文化・生涯学習課長

現在、区のホームページで文化財については、ご案内をしているところである。

教育長

文化財の冊子があるが、どのようなところで配布しているか。

文化・生涯学習課長

文化財の冊子については、学校、図書館等でご覧になれるように配布をさせていただいている。

教育長

今、登録文化財はどのくらいあるのか。そのうち指定は何件くらいわかるか。

文化・生涯学習課長

登録文化財については、現在、209件である。そのうち46件が指定文化財になっており、今、委員からお話があったが、今年は練馬区の独立70周年ということで、石神井公園ふるさと文化館において、独立70周年の軌跡という展覧会を実施した。その中で、今の市民農園のパンフレットなど公開してきた。

文化財保護審議会から答申をいただいて文化財に登録されると、新聞社、あるいは区の広報などで周知を行うと同時に、ここ数年は、ふるさと文化館で新規指定文化財の展覧会を必ず行うという形にしている。そういった機会をもって、できるだけ周知をしていきたいと思っている。

坂口委員

はい。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、文化・生涯学習課長には、ご出席いただきありがとうございます。今後の事務手続きもよろしく願います。

(文化・生涯学習課長退室)

教育長

それでは、ほかの報告については後ほど行うこととする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

- 審議]
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
 - (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
 - (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
 - (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
 - (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
 - (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
 - (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
 - (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の12件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕

教育長

次に協議案件である。協議(1)「光が丘第四中学校の適正配置について」、この協議案件については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(2) 平成29年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

協議(2)「平成29年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について」であるが、この協議案件についても、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思う。よろしく願います。

委員一同

はい。

② 平成28年度歳入歳出決算について

教育長

次に教育長報告である。先ほど、報告の①番を行ったので、残りの報告について行う。報告の②番について説明をお願いする。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

平成28年度の決算ということで、まず、決算の数値のうち主に執行率が少し100%より低かったところについてご説明をさせていただき、また、次に主な事務・事業についてご説明をさせていただいた。

主な事務・事業については、これから私どもが点検・評価をしていかなければいけないので、それにも参考になろうかと思うので、少し丁寧に説明をさせていただいていた。

全体を通して、ご質問なり、ご意見があれば、お出しいただきたいと思うが、いかがか。どこでも結構である。

外松委員

5ページと6ページに関して、特に産後ケア事業のことでお伺いしたい。

説明等は6ページに産後ケアが書かれているのだが、必要になった人が自ら連絡をとらないと、事業としては成立しないということなのかどうかということと、出産等の該当者の方たちが、こういうケアがあるということ、どのような方法で知ることができるのか。そして、万が一の場合に、ちゃんとケアができる予算がしっかりと立てられているので、必要な方に対してケアができれば、一番すばらしいことだと考える。その辺りについて、具体的などころを少し教えていただけたらと思う。

練馬子ども家庭支援センター所長

平成28年度より産後ケア事業を開始するに当たり、妊娠がわかり、区に妊娠届を出して母子手帳をもらう際、全ての妊婦さんに対して全員面接をすることとしている。

昨年度の面接の実施率は、健康部より98%であったと伺っている。その段階で、妊娠された方の状況をお伺いする。結婚されているのかどうか。結婚しておらず妊娠ということもあるので、パートナーの方とどうされるのか、経済的なことはどうなのか、産後に心配なことがあるかなどをお伺いして、支援が必要な方については、個別の支援計画を立てるということになっている。その中で、産後ケア事業を利用することをお勧めし、施設を見に行っていたりなど、利用者の方に全て周知をしているところである。

ただ、産後に家族や親戚等のお手伝いがあるなどといった中で、支援を希望されない方もいるし、また、希望される方の中では、何も心配がなく問題はないけれども産後ケア事業を受けたいという方もいらっしゃる。区の補助がなくても実費で受けられるようになっているので、そちらをご案内して、私どもは支援が必要だと判断した方に十分にご案内し、実施しているところである。

当初予算の考えでは、利用者の人数でなかなか想定し切れないところがあり、それまでの面接の中から想定した予算を立てていたが、執行に若干の差異が生じたものである。

教育長

産後ケア事業は、教育委員会所管の部分と健康部所管の部分があって、連携して行っているが、保健相談所と子ども家庭支援センターとの役割分担はあるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センターが担っているのは、先ほど説明したすすくアドバイザーで、妊娠期からの相談にあわせて対応している。土曜日などは、保健相談所で母子手帳の交付ができにくいので、子ども家庭支援センターでも母子手帳の交付を行っている。

産後ケア事業そのものの対象者の選定や、事業の利用についてのご案内は、健康部で実施しているものである。子ども家庭支援センターでは利用についての周知と、母子手帳の一部について、支援をしているところである。

教育長

今、話題になっている産後うつの問題に対しては、主に保健相談所が担っていると考えてよいのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

産後うつの把握や赤ちゃん訪問については、全て健康部が対応している。

教育長

平成28年度から妊婦全員に何らかの形に面接を行うことを始めているので、もれなくケアできるよう対応しているつもりではいる。

外松委員

なかなか手厚い。ありがたいことだと思う。

教育長

ほかにいかがか。坂口委員。

坂口委員

私がまさにその当事者になったものだから、練馬区の子育ての支援体制がほんとうにすばらしいということをつくづく感じている。

母親が入院し2歳の孫がやってきた時、臨時的に保育園に入れていただいた。

その保育園がすばらしい施設で、いい保育士さんに出会えた。今年の利用人数が書いてあるが、これにプラス、来年度は孫の数が入るのではないかなと思う。とても助かっている。

ファミリーサポートのシステムもすぐに登録できて、それも利用させていただいている。利用者側になるといろいろな気づきがあるので、体験としていいかなと思う。

昨日、大泉の保健相談所で小児科医による、子供の救急や病気のことについての講座があった。私も参加して、乳幼児とお母さんたちのグループに入ってみると、お母さんたちは、質問の時間を待ち構えて、次から次に質問しておられた。近隣で教えあっていた私の子育て時代と随分違って、みんなが個人的に情報を求めていらっしゃるということがよくわかった。

練馬区のこのすぐれたシステムは、おそらく今の若い方たちに対して、ほとんど周知され、上手に利用しておられるのではないかなと思う。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。

先ほど申したように、これから点検・評価が始まるので、そのときにも基本的な資料になると思う。ぜひ、ご参考にして点検・評価に利用していただければありがたい。

ほか、いかがか。何か気がついたことがあれば、お出しいただきたいと思う。

外松委員、どうぞ。

外松委員

19ページの事業概要の(2)の②居場所支援事業であるが、不登校になって適応指導教室へ行ったり、通室できたり、学校のどこかに通えるけれども、それが困難な不登校の児童・生徒に対して居場所を設けて行うということを、以前もお話を伺った。この居場所支援事業の場所に行くことができるようにするには、具体的にどういう人たちがかわることになるのか。

例えば、家庭で子供がどこにも外に出ようとしないなど困っている家庭の場合は、どうやって、こういう事業があるという情報をキャッチできるのか。

学校教育支援センター所長

適応指導教室に登録していても通えなかったお子さんに対して、一人一人に必ずスク

ールソーシャルワーカーがついている。スクールソーシャルワーカーがその子と対面で話をする中で、適応指導教室の大勢の人数で、学習を中心とした環境に入れられないというような理由のお子さんなどもいらっしゃる。その場合、居場所のアットホームな場所を案内し、見学などに一緒に同行する。居場所支援事業の場所には、量があり、自分たちでスペースがつけられるような場所があるので、そこで自分たちが好きなことができる空間を見つけるといってお手伝いなどもしている。

また、学校の建物自体に抵抗感を示すお子さんなどもある。適応指導教室等だけでなく、何か社会とつながる場所の1つとして、居場所支援事業があるということを周知するため、相談員やスクールソーシャルワーカーが家庭に入っていく、お子さんと話しながら周知をしている。

教育長

適応指導教室に登録していなければ、利用はできないのか。

学校教育支援センター所長

適応指導教室に登録をしていないお子さんでも、居場所支援事業を直接ご紹介するお子さんもいる。適応指導教室に行くことができない、学校に通えないから、ということの最終手段ではなく、子供が社会とつながる場所の1つとして、現在、居場所支援事業の紹介をさせていただいている。

教育長

適応指導教室の登録もしていなければ、どこにも行けなくて、親御さんが困っていた場合には、まずは、学校教育支援センターに相談してもらいたいということか。

学校教育支援センター所長

そうである。

教育長

そうすれば、スクールソーシャルワーカーともつながりができるということである。場合によっては、居場所支援事業が有効な手段になるかもしれないということだと思う。

外松委員

わかった。ありがとう。

では、その前の18ページについてもお伺いしたい。

18ページの4番の中の(2)の地域人材の活用について。おそらく練馬だけではなく日本中どこも、こういったコーディネーターがいて支援していかなければいけないということになると思うが、この学校支援コーディネーターとはどういう方たちが担っているのか。

教育指導課長

さまざまな方々に役を担っていただいている。例えばPTA会長のOBの方、民生・児童委員など、地域の中で子供とかかわる機会があった方、あるいはPTAの活動にかかわった方が多い。

教育長

学校支援コーディネーターはどういったプロセスを経て選ばれているか。教育委員会が決めるのか。

教育指導課長

基本的には学校が依頼をして、承諾をいただくという形になっている。

外松委員

そうすると、学校長がそういう方に依頼して、なおかつ、その方が地域のいろいろな小中学生にかかわれる資質を持っていらっしゃるような人材を探して、コーディネーターをお願いする。学校として、その支援が成り立つような状況をつくるということか。

教育指導課長

まさにそうである。橋渡し役ということである。

外松委員

かなり重要な役割である。

教育長

地域のことをよく知っていて、さらに、学校のそういう事業のこともよく知っていらっしゃる方が一番コーディネーターとして適している。

外松委員

運営していくためには、学校にかかわってくださる人を探し出して、お願いしなければいけないわけだ。わかった。ありがとう。

坂口委員

学校支援コーディネーターがどういう役割で、どういう活動をしているのか知りたい。小学校19校、中学校10校ということはまだ全校ではない。学校にはいろいろな教職員以外のさまざまな方が入っておられる。また新しい名前が出てきたが、学校にかかわる仕事としてどんな義務があるのか。学校応援団などでも、そういう方がいて、活動する部屋があって、子供たちと一緒に遊んだりしていると聞いたことがあるが、このコーディネーターは日常の中でどういう役割があるのか教えてほしい。

教育指導課長

平成28年度から学校地域連携事業をスタートし、平成28年度は29校指定した。本年度また増えて、65校園になっている。65校園それぞれで学校支援コーディネーターを設置している。

学校支援コーディネーターの機能も徐々に発揮されつつある学校も多くなっていて、例えば週に2回程度、コーディネーターの方が来ていただいて、職員室の中にコーディネーターの方の机も用意し、先生方と休み時間等もコミュニケーションがとれるような環境を整えている学校がある。

先生から「今度、校外学習で地域をめぐりたいのだが」というような相談があった場合にコーディネーターは、その日時にお手伝いできる方を探して、コーディネートするということがある。あるいは、ゲストティーチャーや授業補助で、こんな方をお願いできればいいのだけれども、といった相談を受けた際に、地域の中からそういった方をコーディネートするという役割を担っていただいている。

教育長

まだ始まったばかりなのだが、これからの学校のあり方にとって重要な役割を担っていただく方という気がする。坂口委員、それでよろしいか。

坂口委員

非常に具体的でよくわかった。そういう役割を担っている方と、実際にお会いすることがまだないので、そのときにまたお話を伺うことがあるかと思う。ありがとう。

外松委員

地域未来塾は、この学校支援コーディネーターの方たちとはまた別ということか。

教育指導課長

地域未来塾は、一般的には補習である。放課後に実施している学校もあれば、長期休業中に実施をしているところもある。

この地域未来塾で子供たちに指導する方を、コーディネーターに依頼して、見つけてきてもらうという学校も実際にある。コーディネーターの方がまさに、つなぎ役となって、授業補助であったり、あるいは地域未来塾であったり、という活動のサポートをしていただいております、非常に重要な役割となっている。

教育長

地域未来塾にもコーディネーターがかかわっているということである。よろしいか。

長島委員

先日、豊玉のコーディネーターの方に声をかけていただいて、コーディネーターの方が10名ぐらい参加する会に参加した。今、こういった活動を行っているという報告があったり、一方で、それぞれが役割について困惑していて、どういう役割を担っていったらいいのかわからないという意見があった。また、学校の校長先生もコーディネータ

一の方をどのように活用したらよいのかという認識が各校でばらばらであり、どこまでやっていいかわからないなど、集まってみて初めてわかったということがあった。

私がP連に参加していた時も、各学校のPTA会長は、会長になったばかりだと何もわからず、どうしていいかわからない状態であった。校長先生によっても、PTA会長に対して、また、PTAに対して何を求めるか違う。各ブロック、各地区で集まった際に会長の仕事とは何なのかなど、共通認識を持つことで安心して、会長職をやっていた。

コーディネーターの方は、もとはPTAをやっていた方が非常に多くて、顔見知りの方も多かった。誰が旗振りになるかわからないが、校長先生も、学校側も、コーディネーターの方も一度集まって、コーディネーターの方にはこういうことをしてほしい、こういうことはだめといったことを、校長先生にも共有していただく機会をたくさんつくる必要があると思って、ここでお話をさせていただいた。よろしく願います。

教育長

ありがとう。この事業は、まだ始まったばかりなので、おそらくそういった面があると思う。そういう声も大事にしながら、教育委員会としても、いい形で発展していくようにやっていかなければいけないと改めて思っている。

長島委員

皆さん、わからないなりに、前向きにやっている。これをくじかないように、ぜひひ引っ張ってってもらえると、つぎにやってもいいという人がどんどん増えてくると思う。今の状況だと、何をやっていいかわからないという感じで敬遠されてしまい、なり手がなくなるような可能性も少し感じたので、それだけお伝えしておく。

教育長

学校側もまだ慣れていないというのがあるのだろう。校長もどのように動いて、どううまく使ったらいいのか、なかなか難しいところがある。

教育指導課長

2年目の事業なので、まだまだ改善の余地があると受けとめている。教育委員会としても、年間2回のコーディネーター対象の研修会を行い、そこで近隣地区での情報共有の場を設けるようにしている。

ただ、長島委員がおっしゃったように、まだ、どんなことをすればいいかわからないと言うコーディネーターの方もいらっしゃる。長島委員が出席された会は、近隣のコーディネーターの方々が自主的に、情報共有の場がほしいということでお互いに声をかけ合って集まったものである。そこに長島委員が招待されたということで、ほんとうに前向きな方々に集まっていた。

また、その集まりとは別に、推進委員会ということで部長を委員長として、実際にコーディネーターの方、2名にも入っていただき、今後どうすればもっと活性化するかというような総合的な見地からの組織もつくっている。今後、より効果的に活用できるように進めていきたいと考えている。

坂口委員

だんだんわかってきた。学校と地域がうまくコーディネートできるように動くという役割なのだろう。今まで、地域から浮いているとか、地域のことがよくわからないといったところを、学校を地域の拠点にしようという、それをこの形でスタートさせて、徐々に熟成していこうとしているところだろう。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

安藏委員

15ページのICTについて、進捗状況を見ると、LANの設備が100%ということだが、予算で見ると、執行率が77%ということなので、少ないような気がした。

LANだけがICTではないので、今後、電子教科書が導入されるような環境になるこの時に、整備状況がなされていないという解釈で、この数字を読み込めばいいか。

学務課長

予算額と執行額の比率が執行率となって出てくる。予算額の時点では、見積もりという形で業者から、あらかじめ見積もりをとる、その額を予算の積算として積み上げていくという形になる。

実際に契約を行う際には、入札等によって価格が見積もりよりも落ちることがあるので、執行率については77%であるが、今回予定していた、やるべきLANアクセス等については全部やり切れたという状況にある。

一方で、今後の機器の導入については、昨年12月に策定した「練馬区学校ICT環境整備計画」に基づいて、今年度も着実にすすめていく。具体的には今年度、小学校4校、中学校2校のモデル校に対して、各学級の教室にICT機器を設置し、これから実際に使ってもらった上で、今年度と来年度にかけて検証を行うことを予定している。

その後、平成31年度以降をめぐり、さらに学校を拡大していく予定である。その中に電子教科書等も含めていくという形になる。

教育長

LANの設置については、あくまでも基盤整備で、これがないと先に進まないものなので、先に進めてしまおうということで完了している。基盤整備は完成したので、あとは今、安藏委員がおっしゃるように、これからはその先の問題を進めていかなければいけない。モデル校で実施してみて、いかに授業に効果があるのかを検証した上で、全区に広めるという段取りを、今考えている。そのための整備計画を昨年12月に策定したということである。今後の点検・評価の協議の中でも、いろいろ議論を深めていただければと思う。

それでは、用意していた案件は以上であるが、その他の報告はあるか。

事務局

特段ない。

教育長

では、各委員から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第17回教育委員会定例会を終了する。